

## 浜松市消防音楽隊要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、浜松市消防音楽隊規程(平成10年浜松市消防本部訓令甲第5号。以下「規程」という。)に定めがあるもののほか、必要な事項を定める。

(隊長及び副隊長)

第2条 浜松市消防音楽隊(以下「音楽隊」という。)の隊長及び副隊長の定数は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 隊長 1人
- (2) 副隊長 1人

(編成)

第3条 隊長は、音楽隊の編成上必要な職務として、規程第3条に定めがあるもののほか、次の各号に掲げるものを定める。

- (1) 楽長 音楽的な事項について指揮監督する職務
  - (2) パートリーダー 各パートの管理及び音楽的な技術について指導監督する職務
- (任務分担)

第4条 音楽隊の運営管理上必要な任務分担については、次のとおりとする。

- (1) 管理 楽器、楽譜等の管理及び他の担当に属さないもの
- (2) 訓練 訓練計画の策定及び講師との連絡等、訓練に関すること。
- (3) 企画 選曲及び演出等の企画立案に関すること。

(入隊等)

第5条 音楽隊への入隊を希望する者は、消防音楽隊入隊願(第1号様式)により所属長を経由して消防長に提出しなければならない。

2 所属長は、前項の消防音楽隊入隊願が提出されたときは、副申を添えて消防長に提出するものとする。

3 音楽隊からの除隊を希望する者は、消防音楽隊除隊願(第2号様式)により所属長を経由して消防長に提出しなければならない。

4 所属長は、前項の消防音楽隊除隊願が提出されたときは、副申を添えて消防長に提出するものとする。

(仮隊員)

第6条 規程第6条に定める仮隊員は、消防職員採用から満1年を経過していない者又は音楽演奏経験が浅い者とする。

(派遣依頼)

第7条 規程第8条に定める派遣依頼書は、第3号様式のとおりとする。

2 消防長は、緊急の災害等が発生し、必要があると認める場合、音楽隊の派遣を中止することができるものとする。

(訓練形態)

第8条 規程第10条に定める訓練は、次のとおりとする。

- (1) 全体訓練 音楽隊全体で行う訓練
- (2) 中編成訓練 複数のパートで行う訓練
- (3) パート訓練 パート別で行う訓練
- (4) 個人訓練 隊員が必要に応じて随時行う訓練
- (5) カラーガード隊訓練 カラーガード隊で行う訓練

2 隊長は、必要に応じて訓練形態を変更することができるものとする。

(訓練計画)

第9条 隊長は、前条に掲げる訓練のうち全体訓練、中編成訓練、パート訓練及びカラーガード隊訓練を実施しようとするときは、事前に訓練計画を作成し、消防長の承認を得なければならない。

(隊員の出席)

第10条 消防長は、規程第8条に定める演奏を行う場合の計画及び前条の訓練計画を所属長に通知しなければならない。この場合において、所属長は、隊員を出席させることができないときは、事前に消防長に報告しなければならない。

2 仮隊員の出席については、同条第1項に準ずるものとする。ただし、当該仮隊員の勤務等状況を考慮し、隊長が必要と認めるときは、別に定めることができるものとする。

(簿冊)

第11条 規程第11条に定める簿冊は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 沿革誌
- (2) 隊員名簿
- (3) 楽器台帳
- (4) 楽譜整理簿
- (5) 備品等整理簿
- (6) 音楽隊活動記録簿
- (7) 音楽隊日誌

附 則

- 1 この要綱は、平成10年9月17日から施行する。
- 2 従前の浜松市消防音楽隊要綱(昭和57年3月20日浜消達第15号)は、廃止する。
- 3 この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

第1号様式（第5条関係）

平成 年 月 日

（あて先）

浜松市消防長

所 属

職氏名

## 消防音楽隊入隊願

私は、下記により消防音楽隊への入隊を希望しますのでお願いいたします。

記

採用年月日	年 月 日
今までの楽器経歴	
希望パート	
入隊希望動機	

第2号様式(第5条関係)

平成 年 月 日

(あて先)

浜松市消防長

所 属

職氏名

### 消防音楽隊除隊願

私は、下記により消防音楽隊を除隊いたしたく、お願いいたします。

記

入 隊 年 月 日	年 月 日
パ ー ト	
除 隊 希 望 理 由	

第3号様式（第7条関係）

平成 年 月 日

（あて先）浜松市消防長

住 所

団体責任者  
氏 名

## 音楽隊派遣依頼書

次のとおり消防音楽隊の派遣を依頼します。

日 時	平成 年 月 日 ( ) 午前・午後 時 分から 午前・午後 時 分まで
場 所	
行 事 内 容	
参 集 予 定 人 員	
参 考 事 項	
担 当 者 連 絡 先	住所 TEL 氏名 FAX
受 付	依頼のとおり認める。 次の条件で認める。 _____ _____ のため認めない。

注 緊急の災害等が発生した場合、音楽隊の派遣を中止することがありますので、ご了承ください。